



2010年・秋号

CONTENTS

特集 4-7
元下請取引問題の改善に向けて

寄稿 2
株式会社日総建
代表取締役常務 開発設計本部長
渡辺 一郎

NEWS 2-3
・国交省人事
・高速シートシャッターがエコマークの
対象製品に!
・新会員

ズーム UP 8-9
I 「シャッター・ドア保守点検推進研究会」
発足
II 「ドア技術委員会」 諸留委員長に訊く

ハイライト 10
・協会「認定登録事業」の実績

シリーズ 11
「環境と経営」
第1回「PPM 分析と環境変化の視点」
・諏訪東京理科大学大学院
教授 奈良 松範

総務委員会だより 12

連載 シャッター物語 13

データ 10



上) 「シャッター・ドア保守点検推進研究会」の様子
 左中) 高速シートシャッターとエコマーク
 右中) 国土交通省と社団法人建設産業専門団体連合会との定例意見交換会の様子



「開口部が建築を決める」

株式会社 日 総 建
代表取締役常務
開発設計本部長
渡 辺 一 郎

建築を設計する場合、まず初めに平面図を描くというのが一般的です。どんな部屋が必要か、必要な広さはどの程度か、部屋相互の位置関係はどうあるべきかなどを、主に平面図の上で検討していきます。

しかし、実は、完成した建物の中に立った時、人は平面図を「感じる」ことはありません。建物内を動き回るための道案内として、平面図を思い描いたり案内図を見たりすることはあっても、平面図の広がりや直接空間として感じる事は無いでしょう。この意味で、平面図は鳥瞰的で抽象的な表記方法です。

これに対して、立面図・展開図は、眼に見える様子をそのままを表現した、より直感的な図面と言えます。人の眼は顔の垂直面に付いており、視線は常に水平方向に向けられているので、視線の先に立ち上がる垂直面つまり壁面や窓を、一番直感的に認識します。

最近私には建築設計の作業が、平面図偏重になっているような気がしてなりません。

建築が複雑化し巨大化していくに従い、動線処理や面積調整、法適合性確認などに多大の時間を要するため、平面図中心に計画検討の作業が進められるのは、確かに止むを得ない流れです。内部の空間や機能が決めれば、それが自然に外観に現れるのだ、といった機能主義的な考え方の影響もあるのかも知れません。

しかし、建築を人のための空間として創ろうとするなら、本来、人の空間認識に一番密接な立面・壁面を、もっと直接的にデザインすることに注力すべきではないでしょうか。内部空間と無関係に貼り付けられたような表層だけの外観デザインは論外ですが、人の視線に直面する立面を、しっかりデザインする事は大切です。

建築立面や内観は、壁とそこに穿たれた様々な開口部の二つの要素で構成されています。その内、壁は連続的で比較的単純なので、極言すれば、開口部の設計を決めれば、建物の在り様は大方決まると言えます。矩計図や開口部詳細図の建築デザイン上の重要性を、改めて認識する必要があると感じています。

設計ツールとしてのCADが一般化し、作図の手順も大きく変わりました。全体を大まかに決めた上で、順に細部の詳細な検討に進むという昔ながらの手順は、意味を失っています。今こそ、平面検討と並行して、早期に開口部の詳細設計を進めるという手順が可能です。

最近私は若い設計者に、「プランはもういい、どうせ変更になるから。それより、もっと立面と開口部のデザインを先行させなさい。」とっています。「開口部の設計こそが、建築デザインを決める。」、その意味を理解して欲しいからです。

NEWS

国土交通省住宅局関係人事異動（平成22年8月10日付）

| 氏名 | 新職 | 前職 |
|-------|-----------------------------|-------------------------|
| 佐々木 基 | 道路局 次長 | 大臣官房審議官（住宅局） |
| 杉浦 信平 | 大臣官房審議官（住宅局） | 厚生労働省 大臣官房審議官（職業能力開発担当） |
| 金井 昭典 | 住宅リフォーム・紛争処理研究所 第二部主任研究員 | 住宅局 建築指導課長 |
| 井上 勝徳 | 住宅局 建築指導課長 | 住宅局 市街地建築課長 |
| 香山 幹 | 東京都 都市整備局住宅政策担当部長 | 住宅局 建築指導課建築安全調査室長 |
| 春原 浩樹 | 住宅局 建築指導課建築安全調査室長 | 大臣官房付 |

高速シートシャッターがエコマークの対象製品に！

高速シートシャッター委員会では、2007年より高速シートシャッターのエコマーク取得に向け活動を行ってきました。その努力が実り、本年7月、財団法人日本環境協会エコマーク事務局は、高速シートシャッターを空調等の省エネに寄与する製品として新たにエコマークの対象とすることを決定し、以下の通り認定基準が制定されました。

今後は、各メーカーがエコマークに適した製品を同協会へ申請し、認定された製品についてはエコマークの表示が可能となります。

| | |
|---------|-------------------------------|
| 商品類型番号： | 123 |
| 商品類型名： | 建築製品（内装工事関係用資材） Version2.8 |
| 分類： | D-5. 高速シートシャッター |

《用語の定義／高速シートシャッター》

主に工場・倉庫などの車・フォークリフト・搬送者・人などが出入りする建築物内外の開口部に設置される産業用シャッターで、カーテン部分がシート主体に構成され、高速高頻度で上下に開放・閉鎖するシャッター。防寒、防塵および防虫の機能を有する。



▲エコマーク
◀高速シートシャッター

■認定基準（抜粋）

- (1) 製品は、高速かつ高頻度な開閉が可能な構造により、温度差や風などによる開口部からの空気の流出入量を最小限に抑えられること。製品の開閉速度は0.5m/s以上、開閉頻度の仕様は60回/h以上であること。
- (2) 製品の閉鎖時の開口部からの熱損失が少ないこと。製品の気密性能は、JIS A4702（ドアセット）に定める気密性等級のA-1等級に適合すること。
- (3) 製品の主要構造部品のプラスチック部分（電装部品を除く）は、重金属など有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則のカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する基準に適合すること。
- (4) 製品の保守点検を請け負う体制を整えていること。また、シートなどの定期交換部品は、回収した後に可能な限りマテリアルリサイクル・再資源化を行い、再資源化できない部分は適正な方法で処理・処分すること。
- (5) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。
- (6) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを順守していること。
- (7) 品質は、該当するJIS規格および高速シートシャッター技術標準（日本シャッター・ドア協会策定）に適合していること。

新会員紹介

新たに1社の入会があり、9月30日時点での会員数が184社となりました。

株式会社 日新鋼機製作所（第二種会員）

代表取締役 太田 孝男
本 社 北海道石狩市
設 立 昭和54年1月29日
事 業 内 容 スチールドア、スチールサッシ、防火ドアの製造、加工

（入会：平成22年9月常任理事会）

元下請取引問題の改善に向けて

協会ではかねてより元下請問題の改善を呼びかけて来ましたが、今年2月～5月、第1種および第2種会員を対象に「元下請関係実態調査」を実施しました。また、7月には国土交通省と(社)建設産業専門団体連合会の定例意見交換会が開かれ、協会からは中屋副会長が出席し、「元下請関係実態調査」の結果をもとに意見を述べました。

国土交通省・建専連意見交換会で元下請取引是正を申し入れる

7月28日、東海大学校友会館阿蘇の間において、第132回・国土交通省と社団法人建設産業専門団体連合会(以下、建専連)の定例意見交換会が開かれ、国土交通省からは小澤建設流通政策審議官をはじめ22名が、建専連側からは才賀会長をはじめ加盟30数団体60余名が出席した。

当協会を代表して中屋副会長が出席し、ゼネコンとの取引で問題となっている「いわれなき赤伝処理」、すなわち、産業廃棄物処理費用、清掃代、駐車代など、事前の打合せなしに一方的に支払額から差し引かれる実態をデータで示し、ゼネコンに対する指導強化を求めて発言した。

この元となるデータは、協会が今年2月～5月、第1種および第2種会員を対象に実施した「元下請関係実態調査」を集計したものだ。調査は、ゼネコン上位20社を対象にこの3月に売上処理を行った734物件について、建設業法令遵守ガイドラインで示された項目に沿って、会員各社がその実態について回答した。

国土交通省担当官からは、赤伝処理は建設業法に違反する恐れがあるとして注意を促していること、ただし立証が難しいこともあり具体的な事例を相談して貰いたいとし



▲意見交換会で発言する中屋副会長

た上で、一層の指導を進めていきたいとの発言があった。

ゼネコンとの元下請関係の是正は下請団体共通のテーマであり、一朝一夕に改善されるものではないが、国土交通省の政策の方向性においてもゼネコン中心から下請重視へと変わってきており、当協会としては継続して改善を呼びかけていきたい。

協会で、元下請関係実態調査を実施

今年2月～5月、第1種および第2種会員(計106社)を対象に「元下請関係実態調査」を実施した。

<実態調査の主旨>(会員への調査依頼文から)

元下請問題の改善につきましては当協会でも進めてきたところですが、建築市場の急激な縮小によってゼネコンの

受注競争がさらに激化し、下請企業へのしわ寄せとなって表れている状況です。

一方、国土交通省では3年程前から元下請問題に本格的に着手し、平成19年4月に建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設置。同6月には「建設業法令遵守ガイドライン」を策定するとともに、通報案件を含めて建設事業者への立入検査を強化し、違反業者を排除する姿勢を見せています。ちなみに平成20年度実績は、立入検査875回、営業停止71件、改善指示11件、勧告455件となっています。

当協会が加盟する(社)建設産業専門団体連合会(建専連)においても主要テーマとして、平成20年7月に開催された国土交通省との意見交換会では岩部会長が出席し、図面の訂正回数削減の申し入れを行い、その内容は大きく採り上げられました。今後も大手ゼネコンとの取引実態を調査し、その結果に基づいて要望事項を提出していきたいと考えています。

記

1) 対象ゼネコン

平成20年度建築売上の上位20社

2) 対象物件

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、

福岡県に所在する対象ゼネコンの支店物件受注額100万円以上工事で、3月上上の全物件とし、4月に発生する増減を含める

3) 調査項目

- ①見積時の具体的な条件提示(あり・なし)
- ②原価を割り込む価格提示(あり・なし)
- ③注文書の発行時期(施工前・施工中・施工後)
- ④打ち合わせ記録の承認印(あり・なし)
- ⑤製品以外の理由で図面書き直し
(1回以下、2~3回、4回以上)
- ⑥図面承認時期(適切・遅い)
- ⑦納期など無理な工程(なし・あり)
- ⑧ローリングタワーや重機等の足場使用料の負担
(なし・あり)
- ⑨施工後に発生したキズ補修の負担(なし・あり)
- ⑩増減精算の査定(許容範囲内・許容範囲外)
- ⑪産業廃棄物処理費用の差引き(あり・なし)
- ⑫駐車代の差引き(あり・なし)
- ⑬清掃代の差引き(あり・なし)
- ⑭手形サイトの実態(2カ月以内、3ヶ月、4ヶ月以上)
- ⑮支払いの現金比率
(100%、50%以上、50~15%、15%未満、ゼロ)

調査項目の解説

①見積の具体的な条件提示があったか？

一般的には、ゼネコンの積算担当者から図面が渡されるか、メールで見積を依頼されるが、その際に品質レベル、附带事項(夜間工事等)など、積算額に影響する条件を事前に提示されているかどうか。

②原価を割り込む価格提示はあったか？

契約金額の決定権者は、購買部、現場所長が大半であるが、原価を割り込む金額で指値提示が行われているかどうか。この場合の「割り込む金額」とは営業経費は含まない金額とする。

③注文書の発行時期は？

契約は注文書が発行され、注文請書を提出することで、

債権及び遵守事項が相互に確定されるが、注文書が施工工程のどの段階で発行されているか。

④打合せ記録に承認印はあるか？

建築現場では、ゼネコンと下請業者の間で仕様や寸法、施工工程など様々な打合せが行われるが、確認のために打合せ議事録を作成して出席者が捺印することになっている。それが増減精算の資料にもなり、捺印された議事録を双方が保管することになっているが、下請側が捺印を求めても応諾されないなどの実態はないかどうか。

⑤製品以外の理由で図面書き直しがあるか？

請け負った製品の図面は、下請会社が建築図面や躯体図を基に見積書類と照合・作成するが、提出図面を承認

決定されるにあたり何度も訂正を求められるケースがある。施主からの要望で仕様が変更になる場合は別として、ゼネコンサイドの事情により製品以外の範囲まで訂正を求められることはなかったかどうか。

⑥ 図面承認時期は適切だったか？

通常、建築現場では施工工程表が最初に作成され、ゼネコンの各担当者がそれに合わせ、下請業者に順次承認を行っていく。建具請負業者も標準製造工程表を提示し、施工に支障がないよう、製品図面の承認をお願いしている。そうした中で施工工程が非常に短く、製作日数が確保できない、それによって工場の製作ラインに悪影響を及ぼすことにもなるが、そうした実態はなかったかどうか。

⑦ 工程的には無理がなかったか？

前項⑥と同様、施工工程が非常に短いため、様々なトラブルが起きる可能性がある。適正な施工工程については、ゼネコンサイドで担当者を増員するなど対応すべきと考えるが、逆に現場経費を圧縮するなどの理由から下請業者にしわ寄せされるケースもある。こうした実態がなかったかどうか。

⑧ 足場代の負担はなかったか？

工事の際の足場についてはゼネコンが提供するという項目は、下請業者から提示する見積条件には必ず折り込んでいる。現場では定められた足場を使用し、それが安全確保の基本条件でもあるが、「責任施工」を盾に、工事に要する足場の掛け払い、高所作業車の使用等を請け負い代金から相殺するケースが発生している。このような実態がなかったかどうか（なお、この行為は契約違反であり改善を申し出るべきである）。

⑨ 施工後のキズ補修の負担があったか？

マンションドアの場合などによくあるケースで、取付時点でキズが無かったのに、竣工前検査でキズが確認され、ゼネコンから無償で交換、又は傷の修復を命令されるこ

とがある。仮納品の際に、鍵の受渡し、製品の確認を行い、ゼネコンの承認を取り付けていても、担当した業者が最後まで責任を持って管理するのは当然とされ、最終的に負担を強いられるケースがある。そうした指示を受けたことがあるかどうか。

⑩ 増減精算の査定は許容範囲内だったか？

着工から竣工まで長期に亘る物件ほど増減精算は大きかりなものとなるが、増減精算は下請業者の採算を大きく左右する。下請業者の要望が全面的に受け入れられることは少ないが、お互いに納得できる結果が得られる許容範囲があり、これが元請・下請の信頼関係には重要である。その査定が適正であったかどうか（なお、変更等が起きた際は、その都度精算書を提出し承認をもらうことが、スムーズに増減精算を行う鍵になる）。

⑪ 産廃費用の差引きがあるか？

⑫ 駐車代の差引きがあるか？

⑬ 清掃代の差引きがあるか？

前項⑪⑫及び⑬で差引きがあることは、以前にはほとんど皆無であった。また、この費用は事前に説明もなく、支払の際に相殺されて初めて下請業者は自己負担を知るケースが大半である。ゼネコンサイドでは、現場で工事を行っている下請業者も費用の一部を負担するのは当然であるとして、負担を押しつけるケースがあるが、そうした実態がなかったかどうか。

⑭ 手形サイト（支払日起算）の実態は？

手形のサイトはゼネコンによって異なるが、同じゼネコンでも地区によってサイトが異なる可能性が考えられる。その実態はどうか（この調査結果をもとに、今後は毎年の変化など、より詳細なデータ分析に活用する）。

⑮ 支払の現金比率は？

前項⑭と同様の趣旨で、その実態はどうか。

元下請実態調査の結果

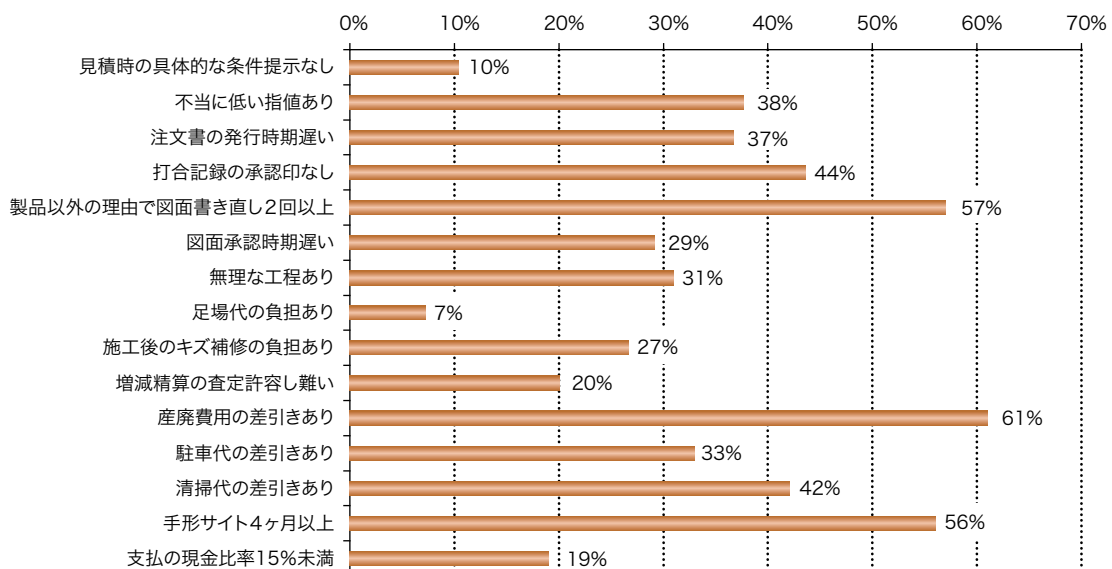
対象会員から集められた調査回答件数は734件であった。このサンプルを集計したものが次ページの表およびグラフである。表では各項目を都道府県別に見られるようにした。グラフでは、項目別に改善を要する割合を示し

た。改善を要する項目としては、「産業廃棄物処理費用の差引き」（61%）、「製品以外の理由で図面書き直し（2回以上）」（57%）、手形サイトの実態（4ヶ月以上）」（56%）などに回答が集まった。

元下請実態調査集計

| | | 合計 | 北海道 | 宮城 | 東京 | 愛知 | 大阪 | 広島 | 福岡 |
|-----------------|--------|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| ①見積時の具体的な条件提示 | ある | 90% | 100% | 97% | 95% | 90% | 92% | 51% | 78% |
| | ない | 10% | 0% | 3% | 5% | 10% | 8% | 49% | 22% |
| ②原価を割り込む価格提示 | ない | 62% | 48% | 55% | 88% | 83% | 28% | 64% | 78% |
| | ある | 38% | 52% | 45% | 12% | 17% | 72% | 36% | 22% |
| ③注文書の発行時期 | 施工前 | 63% | 57% | 91% | 73% | 75% | 45% | 71% | 59% |
| | 施工中 | 34% | 43% | 9% | 20% | 21% | 55% | 29% | 37% |
| | 施工後 | 3% | 0% | 0% | 7% | 4% | 0% | 0% | 4% |
| ④打合記録の承認印 | ある | 56% | 48% | 79% | 80% | 31% | 57% | 24% | 21% |
| | ない | 44% | 52% | 21% | 20% | 69% | 43% | 76% | 79% |
| ⑤製品以外の理由で図面書き直し | 0～1回 | 44% | 81% | 50% | 52% | 43% | 23% | 82% | 56% |
| | 2～3回 | 44% | 14% | 38% | 38% | 32% | 68% | 9% | 25% |
| | 4回以上 | 13% | 5% | 12% | 10% | 25% | 9% | 9% | 19% |
| ⑥図面承認時期 | 適切 | 71% | 86% | 76% | 77% | 76% | 56% | 87% | 77% |
| | 遅い | 29% | 14% | 24% | 23% | 24% | 44% | 13% | 23% |
| ⑦無理な工程 | ない | 69% | 62% | 82% | 74% | 71% | 61% | 71% | 73% |
| | ある | 31% | 38% | 18% | 26% | 29% | 39% | 29% | 27% |
| ⑧足場代の負担 | ない | 93% | 100% | 97% | 99% | 100% | 82% | 98% | 94% |
| | ある | 7% | 0% | 3% | 1% | 0% | 18% | 2% | 6% |
| ⑨施工後のキズ補修の負担 | ない | 73% | 62% | 84% | 75% | 77% | 66% | 82% | 75% |
| | ある | 27% | 38% | 16% | 25% | 23% | 34% | 18% | 25% |
| ⑩増減精算の査定 | 許容 | 80% | 95% | 88% | 91% | 92% | 61% | 93% | 81% |
| | 非許容 | 20% | 5% | 13% | 9% | 8% | 39% | 7% | 19% |
| ⑪産廃費用の差引き | ない | 39% | 67% | 91% | 45% | 41% | 19% | 22% | 73% |
| | ある | 61% | 33% | 9% | 55% | 59% | 81% | 78% | 27% |
| ⑫駐車代の差引き | ない | 67% | 48% | 75% | 70% | 76% | 50% | 91% | 100% |
| | ある | 33% | 52% | 25% | 30% | 24% | 50% | 9% | 0% |
| ⑬清掃代の差引き | ない | 58% | 90% | 94% | 64% | 68% | 28% | 98% | 92% |
| | ある | 42% | 10% | 6% | 36% | 32% | 72% | 2% | 8% |
| ⑭手形サイト | 2ヶ月以内 | 3% | 0% | 3% | 6% | 0% | 1% | 2% | 2% |
| | 3ヶ月 | 41% | 42% | 72% | 47% | 53% | 32% | 14% | 39% |
| | 4ヶ月以上 | 56% | 58% | 25% | 47% | 47% | 67% | 83% | 59% |
| ⑮支払の現金比率 | 100% | 30% | 43% | 19% | 13% | 11% | 59% | 10% | 21% |
| | 50%以上 | 7% | 0% | 0% | 17% | 3% | 2% | 0% | 4% |
| | 15～50% | 45% | 52% | 75% | 56% | 61% | 21% | 33% | 62% |
| | 15%未満 | 2% | 0% | 3% | 5% | 1% | 0% | 2% | 2% |
| | ゼロ | 17% | 5% | 3% | 9% | 24% | 18% | 55% | 12% |

改善を要する内容（上記網掛け）をグラフ化（全国合計）



「シャッター・ドア保守点検推進研究会」が発足！

このほど協会では、シャッター・ドアの保守点検に関する制度のあり方を検討するため、学識経験者等で構成された「シャッター・ドア保守点検推進研究会」を設置。第1回目の研究会を6月30日、第2回目を9月13日に開催した。

第1回目の研究会では、岩部会長より当研究会の発足経緯について、沖村専務理事よりシャッター・ドアの点検の現状についてそれぞれ説明が行われ、座長の菅原進一・東京理科大学教授のもとに行われた意見交換では、「最近の設備が複雑化してきているのに伴い、点検は必須なもの」「これまでの点検は新品の設備を前提としているが、今後のストック重視の社会では点検の基準や周期も含めて見直すことが課題」といった見解などが出された。

また、9月13日に開催された第2回目の研究会では、建築基準法第8条の「適法に維持する」ことと、同法第12条の「定期調査による点検」について議論が行われた。その中で、「シャッター・ドアの維持管理に関する指針の重要性」「点検を実施する専門資格者の位置づけ」などがポイントであること。さらに、設備は経年劣化するため、適切な点検頻度と点検時期に応じた点検項目をまとめる必要があるなどの意見が交わされた。

点検法制化に向けたこれまでの取り組みについて

建築物に設置されるシャッターやドアは、定期的に点検が行われることにより所期の性能が維持され、防犯等の管理機能や防火等の防災機能が適切に発揮される。

この前提を踏まえ、協会ではシャッターやドアに関する定期的な点検が広く実施されるよう、その必要性や制度のあり方等について検討を進め、提言をまとめてきた。

平成18年9月には、シャッター及びドアの点検に関して法制化の必要性が高い事項を提示する目的で、「防火シャッター・ドア等点検法制化推進本部」（本部長：岩部金吾、協会会長）を設置。その検討の一環として、同年



▲9月13日に開催された「シャッター・ドア保守点検推進研究会」

9月より同本部のもとに発足した「防火シャッター・ドア等安全システム研究会」（委員長：辻本 誠、東京理科大学教授）において検討を行い、平成19年4月に「防火シャッター・ドア等の安全にかかる研究」をとりまとめた。続く同年10月には、前年に設置した点検法制化推進本部の第二弾となる「シャッター・ドア等点検制度検討委員会」（同）をスタートさせ、翌年3月には「シャッター・ドア等点検制度構築の提言」をまとめた。

一方、建築基準法第12条に基づく特殊建築物等の定期調査報告制度に関しては、平成15年9月1日より防火区画用の防火設備について、定期的な作動点検を実施しているかどうかの調査を確認することとされ、協会の点検方法が例示された。また、平成20年4月1日以降は、「各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認すること」が明記され、作動状況の確認を行うことが実質的に制度化された。

なお、平成20年9月より開催されている「社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会の定期報告制度等ワーキンググループ」（主査：辻本 誠、東京理科大学教授）では、防火設備に係わる定期調査の円滑な実施のためには防火設備について専門的に調査を行う技術者を建築基準法令上に位置付け、適切な定期調査を推進する必要があるのではないかとし、これまでに3回検討が行われてきた。

今後、「シャッター・ドア保守点検推進研究会」では第3回目の研究会を12月8日に開催し、シャッター・ドアの保守点検がさらに広範かつ的確に行われるための方策を、早急にまとめていく予定となっている。

シャッター・ドア保守点検推進研究会メンバー

<委員> 菅原 進一（座長） 東京理科大学 総合研究機構 教授
奈良 松範 諏訪東京理科大学大学院 工学・マネジメント研究科 教授
大宮 喜文 東京理科大学 理工学部建築学科 准教授
富松 太基 株式会社日本設計 情報技術センター長
後藤 忠義 社団法人 日本シャッター・ドア協会 常任理事

<オブザーバー> 松井 康治 国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐
池田 博文 財団法人 日本建築防災協会 業務部長

ドアの品質向上と安全性を追求する「ドア技術委員会」 ドア技術委員会 諸留委員長に訊く

■鋼製建具の技術標準に着手していますが、どのような内容で検討していますか？また、今後のスケジュールは？

これまで協会でドアに関してまとめられたものとしては「防火戸の運用に関する手引き」また「防火・防煙ドア技術基準及び関係基準等」のように法規がからむもの、さらに「標準仕様書」(JIS-A4702・JASS16)等、製品本体の仕様についてまとめたものなど専門的な資料(書籍)はありましたが、ドアに関して設計から施工・点検までをトータル的に捉えた形のものはありませんでした。ドアの実設計では、設置場所や用途・性能・意匠といったことが複合的に要求され、それらを総合的に判断し、製品の仕様を決定する知識が必要となります。いま取り組んでいる技術資料は、そうした観点から標準的に使用できるものを想定しています。

ただし、ドアも各種ありますので、まずは最も一般的なドアとして、片開きW950mm以下、H2,400mm以下(両開きはW1,900mm以下)のスチール製のシングルドアから進めています。スケジュールとしては、本年度(H22年度)は骨子の作成。来年度に内容の精査及び肉付け、その後、関連委員会への確認依頼を経て完成させたいと考えています。

それ以降も、ドアの種類を拡大し、ステンレス建具、引き戸、鋼製軽量建具などについて追加作成していく計画です。

■シャッター・ドア安全対策委員会から意見を求められる「ドアの安全対策」に関しては、どのような項目が具体的にありましたか？

ひとつは製品の耐久性(耐用年数、耐用回数)の設定ということがあります。ただし、例えば玄関口、通用口、会議室など用途別に使用頻度を算出しようとしても、建物の規模によって、また個別の使用方法によっても変化してしまい、一概に設定することは難しい。そこで、現段階では、JISをベースとした10万回に合わせて判断するという方向性が出されています。

もうひとつは定期点検の実施に関して「定期点検を実施しても、事故を防止できない構成部材を明確にする」という課題を頂いています。これには、例えば、吊り金具の見え隠れ部の部材などがありますが、現在、該当する部材などに関して検討を進めています。いずれにしても現時点では、どのような方法やそれに該当するものがあるかを調べている段階です。

安全対策に関しては、今後も、各製品を安全に使用して頂くために、品質・安全委員会、工事委員会、メンテナンス委員会と連携して、安全対策を進めていきたいと考えています。



▲諸留委員長

■防犯CP対応に関しては、現状はいかがですか？

現在、ドアB種の登録企業81社、登録部品数は629部品あります。毎年新たな申請があり、これらをドア専門委員会として審査し、登録部品数が増えることで、防犯部品をより多くユーザーに選択頂けるように注力しています。

現状では、住居の玄関ドアなど個人ユーザーには浸透していますが、非住宅のビル物件におけるドアの防犯対策はあまり進んでいないのが実態だと思います。銀行とか宝飾店、オフィスビルのドアについてもセキュリティと防犯の観点からCP仕様がもっと普及しても良いと考えています。普及活動ということでは、今年6月の「地域防災防犯展」への5団体防犯建物部品普及促進協議会の出展に際し、説明委員として参加しました。

■ドアの環境対策の一環として、塩害対策がテーマとなっているようですが、どのような内容を検討されていますか？

塩害は、様々な条件が複合的に絡み合って発生します。従って、例えば、単純に海岸線から何km以内ということで防錆基準を作ることは適切ではありません。建物の向き、風雨、設置場所、材料、塗装、メンテナンスの状況などによっても錆の発生度合いは変化します。

そこで、現段階では、先ずは各事例を基に錆の発生しやすい条件や部位の調査を行い、それをもとに、錆の発生しやすい状況、発生を抑制する方法(お手入れの大切さ)を伝える啓蒙活動からスタートさせたいと考え、検討を進めています。

■その他、委員会として取り組んで来られたものとしては、どのようなものがありますか？

近いところでは、平成22年度公共建築協会評価申請のために、代表試験の準備から試験成績書貸出しまでの作業を行ってきました。

また、日本サッシ協会と共同取得しているCAS-0257(27社)、同0258(19社)の認定取得や仕様書を作成し、現在も継続して新たな申請に対する審査を行っています。

今後も会員の皆様の「ドアの品質と安全性の向上」の手助けができるように、委員会活動を進めていきたいと考えています。

協会『評定登録事業』の実績

遮炎・遮煙性能防火戸（CAS）の承認

| 項目 | H22.4～H22.9 | 累計 |
|----------|-------------|-----|
| CAS-0257 | - | 27社 |
| CAS-0258 | - | 19社 |

煙・熱感知器連動機構・装置の自主認定

| 項目 | 内容 | H22.4～H22.9 | 累計 |
|------------|------|-------------|-----|
| 自動閉鎖装置 | 新規 | - | 57件 |
| | 型式変更 | - | |
| | 軽補正 | 5件 | |
| | 更新 | 3件 | |
| 危害防止用連動中継器 | 型式変更 | - | 13件 |
| | 軽補正 | 1件 | |
| | 更新 | - | |
| 連動制御盤 | 更新 | 5件 | 3件 |
| 計 | | 14件 | 73件 |

防犯性能の高い建物部品の自主管理認定

| 製品名 | 内容 | H22.4～H22.9 | 累計 |
|----------------|------|-------------|------|
| ドアB種 | 型式承認 | - | 629件 |
| 重量シャッター | 型式承認 | - | 20件 |
| 軽量シャッター | 型式承認 | - | 59件 |
| シャッター用スイッチボックス | 型式承認 | - | 44件 |
| オーバーヘッドドア | 型式承認 | - | 9件 |
| 窓シャッター | 型式承認 | - | 80件 |
| 計 | | - | 841件 |

防火シャッター・ドア保守点検専門技術者の認定

| 内容 | H22.4～H22.9 | 累計 |
|----|-------------|--------|
| 新規 | - | 6,576名 |
| 更新 | 105名 | |
| 計 | 105名 | 6,576名 |

(2010年9月現在)

DATA

シャッター ■過去1年間推移

(㎡、前年比・電動化率%)

| | H21.9月 | 10月 | 11月 | 12月 | H22.1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 重量シャッター | 80,396 | 82,234 | 65,877 | 62,058 | 54,024 | 57,323 | 69,065 | 67,321 | 67,925 | 61,157 | 69,089 | 70,034 |
| 前年比 | -37.5 | -30.6 | -31.4 | -43.5 | -41.4 | -32.6 | -16.8 | -4.4 | 16.7 | -21.6 | -22.3 | -4.0 |
| 軽量シャッター | 165,179 | 203,163 | 181,528 | 171,617 | 120,129 | 139,025 | 171,587 | 173,318 | 154,953 | 175,075 | 166,035 | 156,551 |
| 前年比 | -12.9 | 1.0 | 3.9 | -2.4 | -9.2 | -2.6 | 4.9 | -0.7 | -1.0 | 0.7 | -2.9 | 8.0 |
| 電動化率 | 25.0 | 22.2 | 24.2 | 25.4 | 25.4 | 24.5 | 24.1 | 23.8 | 24.3 | 26.8 | 27.7 | 26.5 |
| グリルシャッター | 4,873 | 4,881 | 4,449 | 5,145 | 4,098 | 4,829 | 4,775 | 4,464 | 3,640 | 3,885 | 4,754 | 3,976 |
| 前年比 | -3.3 | -17.0 | -20.0 | -10.1 | -3.3 | 6.0 | -12.5 | 12.0 | -1.5 | -8.5 | -12.2 | -8.1 |
| オーバーヘッドドア | 15,340 | 18,694 | 16,002 | 14,401 | 12,028 | 12,047 | 15,002 | 11,778 | 11,069 | 15,111 | 17,365 | 15,011 |
| 前年比 | -33.3 | -11.7 | -15.7 | -25.2 | -28.6 | -37.8 | -8.4 | -22.3 | -15.0 | 3.0 | 26.4 | 1.2 |
| 合計 | 265,788 | 308,972 | 267,856 | 253,221 | 190,279 | 213,224 | 260,429 | 256,881 | 237,587 | 255,228 | 257,243 | 245,572 |
| 前年比 | -23.3 | -10.9 | -9.3 | -18.5 | -22.5 | -15.3 | -3.0 | -2.7 | 2.7 | -5.7 | -7.8 | 3.6 |

ドア ■過去1年間推移

(枚、前年比%)

| | H21.9月 | 10月 | 11月 | 12月 | H22.1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 鋼製重量ドア | 38,088 | 37,815 | 39,107 | 37,044 | 31,886 | 42,487 | 40,057 | 31,213 | 33,678 | 40,813 | 33,829 | 33,583 |
| 前年比 | -19.2 | -8.3 | -12.5 | -14.4 | -24.2 | -6.0 | -16.4 | -11.8 | 2.0 | 24.2 | 1.2 | -4.7 |
| 鋼製軽量ドア | 56,398 | 59,722 | 61,959 | 70,071 | 62,212 | 68,818 | 50,097 | 39,541 | 36,250 | 43,712 | 47,151 | 43,835 |
| 前年比 | -13.7 | -23.1 | -21.8 | -25.5 | -26.8 | -18.4 | -25.7 | -17.1 | -15.0 | -15.2 | -17.9 | 16.3 |

注) ・「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。
 ・鋼製重量ドアは、ガスチャンバー、点検口を含みます。
 ・鋼製軽量ドアは、日本鋼製軽量ドア協議会の統計によります。

シリーズ 環境と経営

第1回

PPM 分析と 環境変化の視点



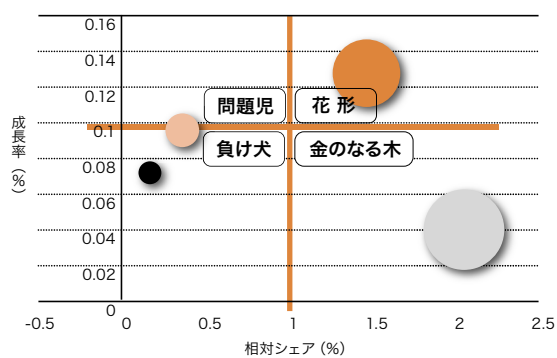
諏訪東京理科大学大学院
教授 奈良 松範

経済環境にかかわらず、企業にとって製品の販売量を増やすことは基本的なテーマです。1社が独占して製品を販売しているということはほとんどなく、特許に基づいた排他的な製品であってもその機能を代替できる類似製品が存在する。このような状況において企業は市場シェアを確保することが重要になります。その市場を効率的かつ競争的に確保する方法がマーケティングです。日本マーケティング協会によるマーケティングの定義は、「企業及び他の組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互関係を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動である」とされている。ここで重要なことは、マーケティングの方法は時代や環境に依存して進化を繰り返すものであり、また、マーケティングの定義自体も変遷するということです。例えば、インターネットが普及する前後では、販売方法だけでなく市場の構造も変化してしまっただけでなく、また、地球環境問題への対応が不可欠となり、場合によっては他社との間に競争的な関係を築くよりも、企業間の調和を確保する方がより良い戦略となる。時代はコンペティティブからハーモナイズへと進化している。

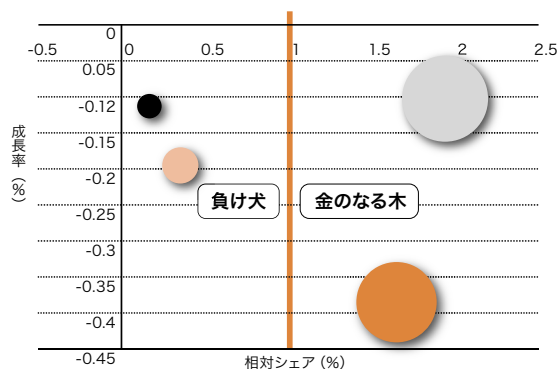
さて、マーケティング戦略では市場というシステムと環境（境界）を自ら定義し、これに関する調査を行った後、戦略の策定（ポリシー形成）、実施、チェック、レビューというPDCAサイクルが必要になる。その継続的改善によりマーケティング・ミックスをブラッシュアップすることが可能となる。ここで、マーケティング・ミックスとは製品（Products）、価格（Price）、場所（Place）、販売促進（Promotion）というツールを適切かつ効果的に組み合わせることである。戦略の策定にあたり、最も重要なことは企業及び提供する製品やサービス等が置かれているマーケットの環境を的確に把握することであり、戦略的事業単位の設定を行うことです。戦略的事業単位とは、それ独自で戦略計画を策定できるものであって、事業単位としてのミッションがあり、競合する相手が存在します。そ

して、この事業単位の集合をポートフォリオと呼び、企業の限りある経営資源を最適かつ効率的に配分するための分析・評価を行いながら、経営効率を向上させる方法がプロダクツ・ポートフォリオ・マネジメント（PPM）です。

一例としてシャッター・ドアに関する販売データを使用して、業界としてのマーケティング戦略を考えるためのポートフォリオ分析を行ってみました。図1及び図2は、それぞれ平成初期と現在におけるシャッター各製品の成長率と相対シェアを示したポートフォリオの分析結果です。「問題児」は市場の成長に対して投資が不足している事業であり積極的な追加投資か、撤退が必要な事業とされています。「負け犬」は将来性が低く基本的に撤退すべき事業と考え、「金のなる木」から得た収益を「問題児」に投入し、「花形製品」に育てるといったパターンが一般的です。平成初期、軽量シャッターは「金のなる木」、重量シャッターは「花形」と呼ばれる位置にありました。これに対して現在、軽量シャッター及び重量シャッターは共に「金のなる木」に位置しており、相対シェアは確保しているが成長率がマイナスとなりました。なお、図中の丸印は売上額を示しており、すべてのシャッター製品において売上額の変化は少ないことも特徴です。このような状況では、何しろ成長率の高い製品、すなわち成長率の高い問題児または花形の出現が待たれる。PPM分析は1970年代に始まった方法で少し古くなっていますが、地球環境問題や科学技術の進歩による影響（効果）を戦略の中に取り入れることで新しい展開が得られます。次回以降で、問題児となる製品の開発とその育て方について考察してみたいと思います。



▲図1 平成元年から2年まで



▲図2 平成20年から21年まで

■はじめに

総務委員会では、経営者並びに社員の皆様が会社内でわかる可能性が高い法律について紹介しています。

法律はとかくややこしいものではありませんが、このQ & Aがみなさんのご理解の一助となれば幸いです。

第6回目として「内部統制とコンプライアンス」に関するさまざまな法令についてご紹介します。

■内部統制とは？

内部統制とは、会社が私利私欲に走らないために、健全な会社経営をしていくための仕組み・手法のことです。

米国においては、エンロンやワールド・コム¹の粉飾決算／破たんが相次いだことを受けて、内部統制の重要性が再認識され、2002年に内部統制システムの構築・運用を経営者の義務とするサーベンス・オクスリー法（SOX法）が成立しました。

■日本版SOX法とは？

日本においても企業の不祥事が相次いだ状況を受けて、2008年4月1日に金融商品取引法が施行され、財務報告の信頼性、法令等が遵守されるための仕組みを構築することが義務付けられることとなりました。

アメリカの法律が「SOX法」と呼ばれている関係で、日本においても内部統制に関する法律が、「J-SOX（日本版SOX法）」と呼ばれています。

なお内部統制について定めているもう一つの法律に、会社法があります。



■コンプライアンスとは？

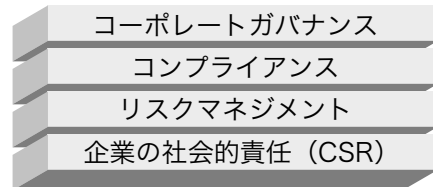
企業が事業活動を行う上で、関連する法令や就業規則などのルール、さらには社会的規範などを守ることを、コンプライアンスといいます。

日本の企業における「内部統制」の仕組み作りと平行し、法令や社会規範を遵守すること、また企業統治の重要性が見直されると同時に、環境問題へ配慮しているかなど、その事業活動が社会に貢献しているかという観点も重視されつつあります。

なお近年では、コンプライアンスで守るべき規範は法律に限らず、社会通念、倫理や道徳も含むと解釈されています。



■内部統制の4つの柱



コーポレートガバナンスとは、企業として「効率的かつ健全で透明性の高い事業運営」を行うための仕組み、つまり「企業統治」のことを言います。



リスクマネジメントとは、企業にとってのリスク、つまりマイナスの影響を及ぼす要因を未然に防ぐために、計画的、組織的にコントロールすることです。

企業の社会的責任（CSR）とは、企業は社会的な存在として、市民や地域、社会の要請に応え、社会貢献や環境問題、一般への情報公開などに取り組む、バランスの取れたアプローチという考えです。

■個人情報保護法とは？

個人情報の管理がずさんなため、情報が流出し社会的な問題となれば、企業にとってはコンプライアンス上も大きな問題となります。

2005年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が全面施行され、5000件を超える個人情報を保有する事業主に、個人情報の取扱いに関する義務を課しています。

この法律に定められた義務に違反した場合、主務大臣による勧告・排除命令を受け、命令に従わないときは、罰則を受けることになります。



◇個人情報漏洩のパターン

- ・従業員が個人情報を持ち出し、名簿業者に売った。
- ・従業員が自宅で仕事をするためにノートパソコンを持ち出し、紛失した。
- ・従業員が顧客名簿を入れたカバンを電車の網棚に置き忘れた。
- ・外部へのメールを同時に発信したが、メールアドレスが全て見える状態であった。

シリーズ「シャッター物語」

第4回 新しいシャッター業界の展開

< 廃墟の中のシャッター >

昭和20年8月15日 シャッター・メーカーというより兵器工場として終戦を迎えた当時の鈴木シヤタア、大野製作所、日本建鉄、田中シャッター（小俣シャッターの前身）は、軍需産業からの切り換えが第一の課題でした。

当時、各社は作れるものは何でも作るとし、なべ、かま、鉄製の家庭用品、リヤカー、パン焼器、精米機等々を極端な資材不足の中、細々と作っていく時代が昭和25年位まで続きました。又、建築資材の統制の中で、シャッターの修理や手つかずのまま残っていたシャッターを加工して納品したりと、苦心惨憺しながら企業活動を行っていました。シャッター業界にとっては戦中に続く暗黒の時代がまだ続いていたといえます。

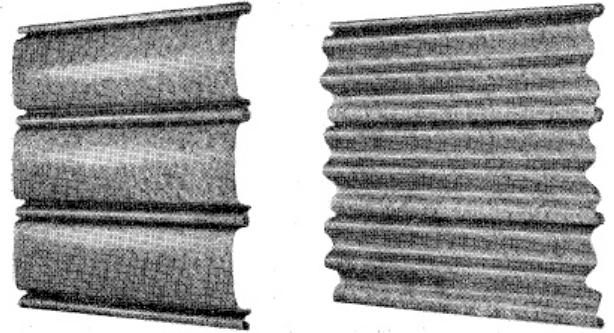
< 朝鮮戦争による特需と建築基準法の施行 >

昭和25年朝鮮戦争による特需ブームは、太平洋戦争により壊滅的打撃を受けた日本の経済に息をふきかえす契機となりました。

一方、建設行政の中央官庁として建設省が設置され、建築基準法案の作成主管となり、戦後復興への法的面から統一した基準が示されました。シャッターの関連では、防火戸の規定があります。甲種防火戸が1.5mm以上、乙種防火戸がそれ以下という規定は現在、特定防火設備・防火設備として引き継がれています。

昭和27年3月、東京日比谷に地下4階地上9階の日活国際会館が竣工し、戦後初の近代的偉容を誇る本格的オフィスビルが誕生。戦後日本が自前の技術と資材で建てた建物として新しい時代を象徴する印象を与えました。このように、昭和26年から30年の5年間の建築の急激な需要の増大は建築ブームと呼ぶにふさわしく、それまで疲弊していたシャッター業界は一挙に立ち直ることになりました。

この時期、シャッター・メーカーとして残っていたのは、鈴木シヤタア、大野製作所、小俣製作所などでしたが、各社とも一足早い高度成長を遂げつつありました。



▲波形スラットからインターロッキング式のスラットになって急速に伸びた軽量シャッター

< 軽量シャッターの登場 >

建築ブームに支えられ、東京を中心とした重量シャッター・メーカーが大きく飛躍しているころ、神戸で発祥したといわれる軽量シャッターの爆発的普及が起っていました。いわゆる「軽便シャッター」は戦前からあり、大正14年の鈴木シヤタアのカタログにも掲載されており、新しいものではなかった。

昭和25年当時「軽便シャッター」「簡易シャッター」と呼ばれ、プッシュ・アップ式のシャッターを作っていたのが、神戸鉄扉製作所、小川製作所、末広シャッター、三洋製作所等の主として神戸を中心としたメーカーでした。

一方、大阪には重量シャッター・メーカーの加地シャッター、日本シャッター、平和シャッター、関西機械建材社等が波型の「軽便シャッター」に注目し、軽量シャッターの製作に参入し、軽量シャッターが関西から出現し全国へ普及していくことになりました。

軽量シャッターは、それまでの本格的なシャッターに比べ加工度も極めて低く、波板ブリキ板を成型、鋸綴りしたもの。わずかな機械設備で製品化ができ、昭和29年から30年にかけて、大阪、神戸などの関西地区を中心に雨後の竹の子の形容そのままに「シャッター・メーカー」が続々誕生しはじめていました。このようなことは昭和30年を境に日本のシャッター業界が大きく変わり始める前兆であり、以後のシャッター業界に枢要な地位を占めるにいたるメーカーがこの時期に相次いで誕生しました。

(まとめ 成松広報委員)

「新日鉄の高耐食性めっき鋼板」

金属の腐食に頭を抱えている方、工程省略や部材のコストダウンを模索している方、

ぜひ、ご相談ください。

SUPERDYMA[®]

スーパーダイマ

with 新日鉄, to win!

新日本製鐵
薄板事業部

スーパーダイマの詳しいご案内は
スーパーダイマホームページ URL/
<http://www.nsc.co.jp/usuita/superdyma>

お問い合わせは
E-mail
superdym@hq.nsc.co.jp

住友金属



住友金属工業株式会社

お問い合わせ先
〒104-6111 東京都中央区晴海1-18-11(トリトンスクエア)
薄板営業部 TEL:03-4416-6333 FAX:03-4416-6359
〒541-0041 大阪府中央区北浜4-5-3(住友ビル)
大阪薄板営業部 TEL:06-6220-5590 FAX:06-6220-5970

住友の環境対応型薄板製品シリーズ クロムフリー表面処理鋼板

電気亜鉛めっき鋼板

スミジंकNEOコートT1

■特長

1. 導電性と耐食性のバランスに優れた性能を有しています。
2. 耐型かじり性に優れており、金型寿命を向上させます。

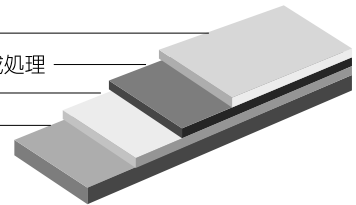
被膜構成

有機被膜

クロムフリー化成処理

電気亜鉛めっき

鋼板



溶融亜鉛めっき鋼板

タフジंकNEOコートK

■特長

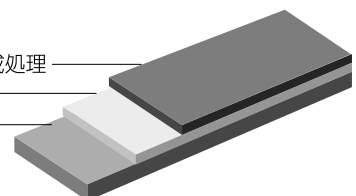
1. クロムを全く含まない特殊樹脂による新化成処理製品です。
2. 従来のクロメート処理表面処理鋼板と同等の性能を有しています。

被膜構成

クロムフリー化成処理

溶融亜鉛めっき

鋼板





ZAM



日新製鋼は、ZAMを通じて お客様の無限の可能性を拡げていきます。

詳しくはホームページをご覧ください。

www.nisshin-steel.co.jp

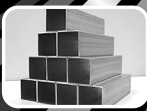
※ZAMとは、亜鉛-アルミニウム6%-マグネシウム3%のめっき層を持つ新しい溶融めっき鋼板です。



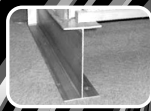
さまざまな形状が
ご提供可能です。



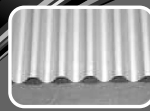
丸型鋼管



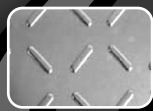
角型鋼管



溶接軽量形鋼



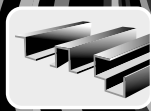
波板



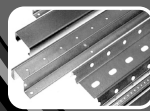
ノンスリップメタル



一般構造材軽量形鋼



特殊形鋼



フレノッチ形鋼



シャッター

用途：薄板建材全般

ZAMは、「性能」「コスト」「環境」の“トリプルメリット”。



ちょっと高くてもお買い得、ZAM。

性能

亜鉛めっき製品（当社製品名ペンタイトB）
に比べて10~20倍の耐食性、亜鉛-5%
アルミめっき製品（当社製品名ガルタイト）
と比べても5~8倍の耐食性を誇ります。

コスト

腐食環境の厳しい用途に耐え得ることから、
熱浸漬溶融亜鉛めっき（後めっき）やユニク
ロめっきの代替としてご使用いただくこと
ができ、お客様の工程省略が図れます。

環境

「少ないめっき付着量で高耐食性が得ら
れる」、「長寿命化が図れる」という観点
から、省資源対応の製品としての展開が
期待されています。

●建築基準法第37条第2号認定取得 ●日本住宅性能表示基準に従って表示すべき劣化対策等級（構造躯体等）の特別評価方法認定取得 ●建築施工技術・技術審査証明書取得 ●建設技術審査証明書取得（土木系材料）

日新製鋼株式会社

〒100-8366 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル TEL.03-3216-5166

お知らせ

当協会では、広報誌「JSDA 会報」に掲載する「広告」と会員企業の皆様を紹介する「会員交流プラザ」の出稿を随時募集しています。

■広告

- ・A4・1/2 サイズ（縦 13 cm×横 18 cm）、モノクロ 1 色：50,000 円（税込）
- ・A4・1/4 サイズ（縦横が 13 cmもしくは 9 cm）、モノクロ 1 色：25,000 円（税込）

■会員交流プラザ

- ・サイズ（縦 8.5 cm×横 8.5 cm）、モノクロ 1 色：5,000 円（税込）

お問い合わせは協会事務局（03-3288-1281）まで

11月は「建設業取引適正化推進月間」です

1. 趣旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設し、法令遵守に関する活動を行うこととしました。

2. 期間

毎年11月（平成22年11月1日～30日）

3. 主催

国土交通省、都道府県

4. 実施内容

(1) 建設企業等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、地方整備局等と都道府県が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を開催します。

(2) 立入検査等の実施

月間期間以外の立入検査に加え、各許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、立入検査及び指導を行います。

(3) ポスターの配付・掲示等

国土交通省（本省、地方整備局）、都道府県、市区町村において、月間ポスターを掲示します。また、建設業関係団体にポスターを配付し、会員企業への配付・掲示を依頼します。

(4) 新聞、機関誌、ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する啓発並びに月間の普及のため、建設専門紙上に月間の実施等について広報を行うとともに、業界団体の機関誌等に月間の実施等について掲載を依頼します。

また、地方整備局等及び都道府県において、ホームページを活用し、取引の適正化に関する啓発並びに月間の普及に向けた広報を行います。

(5) その他

上記のほか、地方整備局等及び都道府県において自主的な事業の実施に努めます。

※講習会等の開催については、各地方整備局等のホームページ等でお知らせする予定です。詳細につきましては、最寄りの地方整備局等へお問い合わせ願います。

JSDA 会報 2010年・秋号

発行日：2010年10月 通巻第32号

発行者：社団法人 日本シヤッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-2-3 フナトビル 4F

tel.03-3288-1281（代）／fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsd-a.or.jp>